

部落解放研究所おしらせ

第七回 研究者集会開催される

去る七月十三日、十四日、第七回全国部落解放研究者集会と第二十二回部落解放研究所総会が、奈良県あやめ池の桃山荘で開催された。

第一日目、第七回研究者集会の全体会では、大阪府の藤田同和教育企画室長、大阪市の菅田同和対策部長からそれぞれあいさつき、松本健男弁護士から特別報告「狭山再審請求棄却について」のアービールのあと、シンポジウム「今日の部落の実態把握をめぐって——各地の実態調査結果から明らかになったこと」を行なった。

司会の上田一雄氏（広島修道大学）の「部落実態調査で明らかになった深刻な実態をつきつけて、部落解放基本法制定の闘いへ」とのあいさつのあと、三輪嘉男氏（大阪市立大学）から都市部落を中心とした大阪府の調査の結果、中川喜代子氏（奈良教育大学）からは就労を中心とした奈良県の調査、国歳真臣氏（鳥取大学）からは農村部落を中心とした鳥取県の調査、村越末男氏（大阪市立大学）からは鹿児島県の調査結果についてそれぞれ報告があり、答申二〇年、特別措置法残り一年余という現

状における差別の実態、今後の課題について明らかにされた。

また報告をうけた討論の中では、政府が行なおうとしている実態調査の欺瞞性や、一般に見えにくくなっている」といわれる差別の実態を明らかにするような調査のあり方について、活発な意見が交換された。

第二日の全体会は、まず前日の夜に、四つの会場にわかれて行なわれた分散会の内容について、紹介があった。

①啓発・運動部門では、元井一郎氏（関西大学研究生）から、一九七四年に第十八回ユネスコ総会で採択された人権教育に関する「勧告」と一九七八年の同第二十回総会で採択された「宣言」について、また平沢安政氏（部落解放研究所研究員）からは、「アメリカにおける人権教育」について報告がなされ、それぞれ学校教育・マスコミ

の果たす大きな役割と海外の先進的な取り組みについて紹介があった。

②人権・行政部門ではシンポジウムについての補足が各報告者からされた後、高野真澄氏（香川大学）・友永健三氏（部落解放研究所事務局長）からそれぞれ、最近の「部落解放基本法」をめぐる論議について、また松本健男氏（弁護士）からは、この三月に制定された「大阪府部落差別調査等規制条例」の意義について報告があった。

③教育・地域部門では、まず鈴木祥蔵氏（部落解放研究所副理事長）から、過日第一次答申が出された「臨教審の動向と教育改革の課題」について、また森実氏（大阪教育大学）から、現在取組まれている学力実態調査の経過をふまえて、「学力総合実態調査への期待と展望」について報告された。

④歴史・理論部門では、まず渡辺俊雄氏（部落解放研究所）から、最新の『部落解放研究』第四十五号「特集：部落史・解放理論研究の現状と課題」の内容について紹介があったあと、小林茂氏（部落解放研究所理事）から「日本資本主義下の部落」と

題してマッチ・紡績・採炭業等と部落の関連について報告をうけ、さらに大賀正行氏（部落解放研究所研究部長）から「国民融合論批判と部落解放理論」と題して今日の解放理論をめぐる論争点について報告があった。

その後、全体討論にうつり、荻田哲男氏（部落解放研究所研究員）から「住民基本台帳法の改正について」の補足報告を受けたほか、一二月の開館をひかえた大阪人権歴史資料館の那公学芸部長からのあいさつ等があり、最後に、大賀研究部長から同対

啓発・運動部門会議（報告）

昨日行なわれました二本の報告をさせていただきます。約三時間にわたりまして討議したものを十五分位でまとめて報告しますので、大事な点が抜け落ちているかもしれませんので後程補足していただきたいと思えます。

今回の啓発・運動部門では、ユネスコに

答申二十年と部落解放基本法制定闘争についてのまとめがあり、全体討論をしめくくった。

このあと、第二十二回（社）部落解放研究所総会が行なわれ、二月の総会以降の事業報告、とりわけ、原田伴彦記念基金について現在目標の三分の一がよせられているという報告と、今後一層の協力依頼がなされた。つづいて八十五年度の活動方針、予算案、二年に一回の理事の選任等について提案され、いずれも採択され、全日程を終了した。

おける人権教育の取り組みと、アメリカにおける人権教育の動向について御二人の方から報告していただいた訳です。

ユネスコについては、一九七八年、人権宣言が出されて三〇周年を記念して人権教育に関する国際会議が開かれました。その国際会議で集約されたものを報告していた

だいた訳です。報告者は関西大学研究生の元井さんでした。その内容につきましては『部落解放研究』の43号に載せてありますので、又参照していただけたらと思います。元井さんの報告では、先ず、ユネスコの人権教育のとりくみの歴史的な経過を、概略、報告されました。ユネスコは、平和と人権を、教育・科学・文化を通じて、実現していくことが、創立からの精神になっている訳です。そして主として三つの分野で活動が行なわれていまして、一つは、教育・科学・文化の分野における人権の擁護の取り組みであります。御存知の方も多いと思いますが、一つは教育の分野における差別撤廃条約を定めておりますし、又、教員の地位や科学者の地位に関する勧告、それから今回の資料の中に入れておりますけれども、国際的な理解、平和そして自由と基本的人権の為の勧告、これは、一九七四年第十八回のユネスコ総会で採択されたものでありますけれども、そのような平和と人権の為の勧告。それから一九七八年には「マスメディア宣言」と呼ばれている平和・人権の促進、それから人種差別、アパルトヘ

イトに反対していく為のマスメディアの役割、これを謳いました宣言が出されている訳であります。

二つ目の柱として研究の奨励というのがあります。人権をテーマにしたセミナーや国際会議を開催することなどです。

もう一つは、啓発活動でありまして、人権に関する図書・冊子・定期刊行物などを出していくということが現在行なわれているという報告がありました。

次に国際会議の最終文書でありますけれども、この文書は三つの部分から構成されています。一つは、人権教育の原則を明らかにしている第一部、それから第二部につきましては、この原則を具体化していくための六ヶ年計画、その計画を実施していくための基金づくりについて提案しているものです。それから第三部は付属文書になっておりまして、人権教育を推進していくためのプログラム、教材などの点について詳しく述べられています。

この一九七八年の人権教育に関する原則は十の柱がありまして、「人権教育に関する十の原則」と呼ばれている訳です。いく

結びつけて教育していくということを描いておられますし、人権というものは、調査や研究、教育、労働、あらゆる分野において専門的・倫理的・社会的責任の一部であることはつきりとおっしゃいます。だから、人権というものを社会的責任の大きな構成部分として、はつきりと位置付けておられる訳であります。よく企業における部落問題を社会的責任の問題として取り組むということを、私達は言うておる訳ですけれども、

すでにこの国際的な文書のなかでもその点が指摘されています。それから更に国家の積極的な役割、それから人権教育というものを独立した課程として教育する、それからこのような人権教育を推進してゆく教員の人権の尊厳と表現の自由とを保障する、ということをこの十の原則のなかで謳っている訳です。

更にこの付属文書のなかでは、先ずプログラムについて述べています。六ヶ年計画というものをユネスコがすでに作成していますが、これに基づいた長期的なプログラムを作成することを指摘しております。また大変丁寧に富んだ点だと思っております。

けれども、部落問題でも家庭教育の重要性

ということが強調されている訳ですけれども、このプログラムの二つ目の柱に、この家庭教育のプログラムということが言われております。特にこういう表現で言っております。「家庭内での女性の人間の尊厳と権利とが人権への積極的態度に有利に働くような家庭環境の不可欠な要素であるという完全な認識に立つて計画しなければならぬ」と指摘しております。我々、家庭教育といいますが、家庭のなかで部落問題等習をどう進めるかという発想しかないわけですから、ここでは、はつきりと家庭内における差別、女性のおかれていた地位、これを改善するということが、不可欠の要素であるということを描いている訳であります。

更に人権の分野における労働者教育につきましては、労働者の代表を参加させて具体的な内容をつくっていくということを描いております。というのは、労働者の日常生活において差別事件というものは発生する訳でありますから、その現場で働いている労働者の意見を尊重するということ

つかその内容の特徴的な点について報告しておきたいと思っております。一つは人権という場合に、あらゆる人権が不可分の関係にあるということをしつかりとおさえておく必要がある。しかも人権の概念はたえず発展している訳ですけれども、最も最近の発展した概念を教えていくべきであるという風に先ず指摘しております。また人権教育の指導の原則として、三つの点を指摘しておりますけれども、一つは人間に固有な寛容

・尊厳・連帯の態度の育成を指摘しております。それから二つ目に国内的及び国際的次元における人権に関する知識の提供を指摘しておりますし、更に三つ目に大事なことは、このような人権の今日的な最高の水準、これを社会的政治的現実にするための個人の自覚の形成を指摘しております。私達が啓発活動を考えていった場合に、知識の提供というのは、それなりにやっておりますけれども、それを現実化していくための自覚の形成については従来から非常に弱かったと思うのですけれども、この点についてははつきりと指摘しております。それから開発と平和、これと人権というものを

を指摘しております。

更に人権の教育と指導というのは、差別されている集団の権利を擁護し促進するという観点に立つて着想していく必要があるという風に言うております。

特に婦人の権利の問題についても一つの項目を設けておまして大学の人権に関するカリキュラムのなかの明確な目的をもった構成部分として位置付ける必要があるということをはつきりと指摘しております。それから教材のなかでは、教科書の必要性が指摘されておまして初等・中等それから大学、学校外、あらゆる段階における人権教育のための教科書の作成ということが指摘されております。

また、政府の役割のなかで、司法職員、司法執行職員ならびに軍人に対して基礎的な国際人権文書、いわゆる人権宣言や人権規約でありますけれども、これを普及するようになければならないと書いておりますし、更に、ユネスコとILOが使用者及び雇用の為の人権についてのプログラムを協同で作成していく必要があると指摘しております。また医師とか弁護士といっ

た専門的技術者の資格及び免許付与にあたって人権科目というのを必須科目にする必要があるという風に指摘しております。

またマスメディアの役割としまして、「新聞、ラジオおよびテレビジョンなどの媒体を通じて、特に一般公衆に向けて形式的制度に合致したものでない教育番組を開発することが望ましい」ということで、狭い意味での教育番組として人権問題の番組を作るだけでなく、広く国民大衆がみているような番組のなかに人権問題を位置付けていく必要があるということを指摘しております。

また機構という点につきましては、人権教育の研究・調査の為の地域センターの創立であるとか、地域的規模での会議の開催、それから人権担当教員団体の設立を奨励する、そういったことぞこの国際会議の最終文書のなかで具体的に指摘しております。

こうして見ていきますと、私達が、経験的に今日迄、人権啓発活動というのを推進してきたのでありますけれども、それとかなり合致した点が多く、しかも我々がこれ

から更に追求していかねばならない具体的な課題というものが提案されておる訳でありまして、今回の集会をきっかけにしまして、更にユネスコにおける人権教育の取り組みというものを紹介していきたい。

またいかにいことが書かれておりましたも日本の現実のなかに具体化されなければ意味がない訳です。その為に同僚教なり私達の取り組みを強めていきたいと思つた訳です。

つづきまして、アメリカにおける人権教育研究の動向ということで、研究所研究員の平沢安政さんから報告をしていただきました。平沢さんはアメリカに三年間留学されておりました、そのなかでアメリカにおけるマイノリティやマイノリティ教育の研究と部落解放教育とを結びつけた研究活動を続けてこられた訳です。

平沢さんの報告のなかでいくつか気付いた点がある訳ですけれども、一つはアメリカの場合に、マスメディアの果たしている役割というものが非常に大きいということを感じました。例えばテレビの番組を見ると、ニュース番組がある訳ですが、その二

いるという点です。例えば絵本を見ても、白人だけでなく様々な人種が必ず出てきます。また男性だけでなく、女性が様々な個性を持った人物として描かれているわけです。このようにして、様々な人間の多様な能力を社会の中で生かす必要性を自然に、子ども頃から教えているということが指摘されました。

それから四つ目に、これは日本と最も大きな違いだと思いますが、法的な面からのとりくみが非常に進んでいるという点です。一九六〇年代の公民権運動によって公民権法がつくられ、七〇年代になるとアファーマティブ・アクションというとりくみが積極的に行なわれるようになります。このような政策がとられるようになったのは、「結果としての不平等を差別としてとらえる」という考え方からです。

よく教育の機会均等ということがいわれますが、様々な条件によって実際は低学力のために進学率が高まらないなどの状況が生まれます。そのような実態そのものを差別としてとらえ積極的な解消策をとるということです。従って、形式的平等から実質

ニス番組の場合に必ず、白人だけではなくて、マイノリティ、黒人であるとか、その他の少数民族、あるいは、女性がでる。しかも、日本の場合でも最近では女性が出るようになってきておるわけですが、非常に補助的な役割しかないわけです。ところがアメリカの場合にはニュースキャストとして、政治的な問題、国際的な問題、そういった問題について女性が論説することが増えつつないわけです。そのような、女性なりマイノリティのマスコミへの進出の背景になっておりますのが、アメリカにおけるアファーマティブ・アクションでありまして、積極的な雇用策といっている。そしてマスコミのなかで、今申し上げましたような人々が活動する舞台を保障しているわけです。

あるいは新聞でも人権にかかわる差別事件がおこりますと、それを報道する。特に重大な事件の場合には何週間にもわたって報道されるといったことが行なわれたり、あるいは、これも、つい最近六月二十五日の「タイム」に載っていた記事が紹介されましたけれども、メンフィスという町でおける

的平等へと、平等の概念が進展してきているわけです。こういったアファーマティブ・アクションによって、黒人、少数民族、障害者、あるいは女性などが一定の比率をもちつて積極的に企業に雇用され、あらゆる分野に進出しているわけです。このような法的整備をみた時、日本と大きな開きがあることがわかります。

以上、啓発・運動部門の報告をしてきましたが、私を感じたことは、従来から我々はヨーロッパ、アメリカなどでも様々な差別が強まりつつあるといつてきましたが、その対抗策、差別と闘う国際的経験にも学んで、これからの啓発、教育活動を行なっていく必要があるということです。そのような研究活動を今後とも深めていきたいと考えていますので、今日お集まりの研究者の皆さんのご協力をお願いします。

(報告・加藤敏明 文責・編集部)

なわれている消防士のアファーマティブ・アクションについてのレポートが載っております。すなわち一九七〇年にはマイノリティは四〇％しか採用されていなかったけれども一九八〇年には一一・五％、これを今後四〇％にする取り組みがおこなわれているといつたことが、日常の報道のなかに出ておる訳です。これは、日本の現実と比べた場合に大きな違いであると思つた訳です。

それから二つ目に、大学の学問研究の中に位置付けられているという点です。たとえば、コロンビア大学では、マイノリティ教育研究所というものが付属研究所としてあるし、あるいはハーバード大学の大学院には、マイノリティ教育判例研究センターといった研究所が設立されている。しかも社会学であるとか教育学のテキストのなかには必ずマイノリティの問題を取り扱った独立した章をもうけている。それと比べると日本では、部落問題、人権問題がまだまだ学問のなかに定着していないといえます。

三つ目は、幼児期からの教育が行われて